

## 令和6年度教員免許特例法に基づく介護等体験について

### 1 介護等体験の概要

別紙、「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」及び「教育職員免許法の特例による介護等体験事業実施要綱」をご参照ください。

#### (1) 体験実施期間

令和6年7月28日（日）～令和7年3月1日（土）

#### (2) 対象となる学生

教員免許を取得する学生、平成10年度以降の入学者（免許取得のために必要となります。）

#### (3) 介護等体験日数

福祉施設 5日間と養護学校 2日間の計7日間または福祉施設 7日間

※令和5年度は（文科省通知では）1日当たり必要最低限の時間で可とされています

※遠隔での体験も可能です。その場合は施設利用者とのコミュニケーション手段をご検討ください。

#### (4) 体験の内容

利用者との交流、行事等への参加・協力、作業の補助や施設の業務の手助け等の体験となります（介護業務の体験ではありません）。

#### (5) 学生の振り分け方法

体験希望時期、住所（最寄り駅）等を元にシステムにより自動で振り分けをします。

#### (6) 体験協力費

体験1人1日当たり1,572円（消費税を含む）をお支払いします。

（例：1,572円×5人×5日＝39,300円）

※ 体験学生の都合による辞退の場合は、お支払いの対象となります。

※ 施設側の都合により体験受け入れを断る場合は、お支払いの対象外となります。

※ 別途昼食代等が必要な場合は、学生本人から直接徴収してください。

#### (7) よくあるご質問

・感染症対策のため、居室には入れないが大丈夫か。

→施設利用者のために必要な業務（清掃等周辺業務）の体験も可とされています。

・zoomを使って施設職員が業務の内容を説明することでも認められるか

→施設利用者との交流を含める体験が含まれていれば認められる（文科省Q&A）

・体験は連続して5日間または7日間となっているが、連続でなくてもよいか？

→原則として連続での体験をお願いしておりますが状況により受入困難な場合は別途ご相談ください。

### 2 実施スケジュール

別紙「令和6年度教員免許特例法に基づく介護等体験スケジュール」をご覧ください。

### 3 事務手続き

#### (1) 受け入れ関係書類について

##### ① ご提出いただく書類

- ア 令和6年度介護等体験受入計画書
- イ 令和6年度介護等体験受入日程表
- ウ 令和6年度介護等体験受入施設連絡票

##### ② 提出期限

**令和6年2月29日(木)**

##### ③ 提出の手順

- ア 上記ア～ウを、神奈川県社会福祉協議会のホームページからダウンロードしてください。  
ホームページ URL [https://www.knsyk.jp/s/jinzaicenter/kyouin\\_kaigo.html](https://www.knsyk.jp/s/jinzaicenter/kyouin_kaigo.html)

- イ 必要事項を入力した上で、メールにてご返信ください。

メールアドレス [kaigotou\\_jinzai@knsyk.jp](mailto:kaigotou_jinzai@knsyk.jp)

- ※ 前年度の様式は使わないよう、お願いいたします。
- ※ メール送信の際、件名を「令和6年度 介護等体験受入計画書送付」としてください。
- ※ メール利用ができない等の場合にはファクシミリでご提出ください。

**Fax045-313-4590**

- ※ メールのオプション機能で開封確認の設定をした上でお送りください。ファクシミリご利用の場合は着達確認のお電話をお願いいたします。
- ※ 受け入れいただけない場合はご連絡不要ですが、今後、依頼文が必要な場合のみ、その旨お知らせください。
- ※ 本事業で取得した個人情報につきましては本会のプライバシーポリシーにより取り扱うことといたします。

#### (2) 介護等体験の実施 ※以降の手続きは体験の受け入れが決定した施設のみ対象となります。

##### ① 受入日程の変更

教員免許特例法に基づく介護等体験「受入日程変更連絡票」を大学等あてご提出いただき、その写しを県社協事務局にご提出ください。

- ※ やむを得ない事情により変更する場合は、大学等と協議したうえでご提出ください。
- ※ 学生都合による変更については、『教員免許特例法に基づく介護等体験「変更届」』により、大学等から施設あてに届け出られます（従前どおり）。
- ※ 遅くとも令和7年3月7日までに体験が終了するよう調整してください。

##### ② 受入の中止

教員免許特例法に基づく「受入中止連絡票」を大学等あてご提出いただき、その写しを県社協事務局にご提出ください。

- ※ 体験の中止が学生側に起因（例：学生が進路変更のため等）、施設側に起因（例：感染症予防のため外部者制限措置等）のいずれかにより、体験協力費の取り扱いが異なりますので、ご注意ください。

■ 学生側に起因＝体験協力費の支払い対象

■ 施設側に起因＝体験協力費の支払い対象外

- ※ 学生都合による体験辞退については、『教員免許特例法に基づく介護等体験「辞退届」』により、大学等から施設あてに届け出られます。

### ③ 修了証明書の発行

学生の教員免許の申請に添付する書類として利用されます。大学等が作成した所定の様式を学生からお受け取りいただき、所要事項の記入と押印のうえ、学生にお戻しください。

※ 教員免許の申請を受け付ける教育委員会において、「体験の概要」欄の記入内容や押印された印により、証明書が差し戻される事例があるようです。私印にて証明書を発行する場合は証明書の空欄に公印が押せない理由を簡単にお書き添えください。

「体験の概要」欄には「高齢者の介護等」、「障害者の介護等」など介護等体験の法令等に則する内容が記入してください。

#### 【参考】

「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律等の施行について」（平成9年11月26日 文部事務次官通達）から抜粋

#### 3 留意事項

##### (1) 介護等の体験の内容等について

① 法第2条第1項にいう「障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験（介護等の体験）」とは、介護、介助のほか、障害者等の話相手、散歩の付添いなどの交流等の体験、あるいは掃除や洗濯といった、障害者等と直接接するわけではないが、受入施設の職員に必要とされる業務の補助など、介護等の体験を行う者の知識・技能の程度、受入施設の種類、業務の内容、業務の状況等に応じ、幅広い体験が想定されること。

### (3) 介護等体験終了の報告及び体験協力費の請求

受け入れを決定した全ての学生の体験が終了しましたら、次の書類を速やかにご提出ください。

- ① 教員免許特例法に基づく介護等体験終了報告書
- ② 教員免許特例法に基づく介護等体験協力費請求書
- ③ 令和6年度介護等体験受入者リスト

※ 体験終了時に「体験協力費請求書」をご提出いただき、ご請求に基づき支払い手続きを進めさせていただきます。

※ 報告書及び請求書は郵送でお送りください。

※ 体験協力費の振込先口座は、原則として法人または施設名義とします。